

平成 29 年 9 月 29 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 操業差止訴訟第 23 回口頭弁論及び

3、4号機再稼働禁止仮処分（平成 29 年申立）第 4 回審尋が行われました

— 玄海原子力発電所の安全性を主張 —

本日、佐賀地方裁判所において、下記のとおり、標記訴訟の第23回口頭弁論及び第4回審尋が行われました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

記

1 玄海原子力発電所操業差止訴訟：第 23 回口頭弁論

本件は、玄海原子力発電所 1～4 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（平成 24 年 1 月 31 日）から第 24 次（平成 29 年 8 月 31 日）にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は、第 24 次提訴に対する答弁書を提出し、第 1～第 23 次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を把握したうえで設計しており、また、地震及び津波についても、最新知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

2 玄海原子力発電所 3、4 号機再稼働禁止仮処分（平成 29 年申立）：第 4 回審尋

本件は、玄海原子力発電所 3、4 号機の再稼働の禁止を求めて、当社を相手として平成 29 年 1 月 27 日に仮処分申立がなされたものです。

当社は、債権者が主張するような、重大な事故の具体的危険性はないため、債権者の申立の却下を求めております。

今回、当社は、準備書面を提出し、地震や火山事象に対して十分な評価を行い、安全性が確保できるよう対策を講じていること、事故防止や万一事故等が発生した場合における安全確保対策を適切に講じていること等について主張を行いました。

以 上